

大都市等に関する特例を適用した場合

	総人口(平成17年 10月1日)	面積(平成16 年10月1日)	指定都市	中核市		特例市	その他
			(指定要件) 50万人以上 (静岡市 709,970人)	30万人 以上	50万人以 下は面積 要件(100 平方キロ以 上)が必要	20万人以 上	市は5万人 以上
東京都	12,570,994						
特別区	8,483,140						
多摩	4,059,080						
島嶼	28,774						
千代田区	41,721	11.64					
中央区	98,135	10.15					
港区	185,649	20.34					
新宿区	302,287	18.23			×		
文京区	189,589	11.31					
台東区	165,193	10.08					
墨田区	230,996	13.75					
江東区	420,831	39.48			×		
品川区	346,361	22.72			×		
目黒区	264,158	14.70					
大田区	665,370	59.46			50万人超		
世田谷区	841,399	58.08					
渋谷区	203,219	15.11					
中野区	310,210	15.59			×		
杉並区	528,180	34.02			50万人超		
豊島区	250,153	13.01					
北区	330,378	20.59			×		
荒川区	191,145	10.20					
板橋区	522,710	32.17			50万人超		
練馬区	692,225	48.16					
足立区	624,548	53.20			50万人超		
葛飾区	424,801	34.84			×		
江戸川区	653,882	49.86			50万人超		

2 11 4 6

総人口は、「平成17年国勢調査速報値」から、面積は「平成16年版特別区の統計」から
練馬区の平成16年1月1日総人口は679,863人で、18ヶ月で12,362人増加
荒川区の平成16年1月1日総人口は188,673人で、18ヶ月で2,472人増加

(参考) 指定都市2005年10月現在

札幌市	1,880,875
仙台市	1,024,947
さいたま市	1,176,269
千葉市	924,353
川崎市	1,327,009
横浜市	3,579,133
静岡市	700,879
名古屋市	2,215,031
京都市	1,474,764
大阪市	2,628,776
神戸市	1,525,389
広島市	1,154,595
北九州市	993,483
福岡市	1,400,621



「平成17年国勢調査速報値」から

指定都市・中核市・特例市の処理する主な事務の比較

指定都市の処理する主な事務

- 民政行政に関する事務
 - ・児童相談所の設置
- 都市計画等に関する事務
 - ・都道府県道、産廃施設、流通業務団地等に関する都市計画決定
 - ・市街地開発事業に関する都市計画決定
- 土木行政に関する事務
 - ・市内の指定区間外の国道の管理
 - ・市内の県道の管理
- 文教行政に関する事務
 - ・県費負担教職員の任免、給与の決定

中核市の処理する主な事務

- 民生行政に関する事務
 - ・身体障害者手帳の交付
 - ・母子相談員の設置
 - ・母子・寡婦福祉資金の貸付け
 - ・養護老人ホームの設置認可・監督
- 保健所の設置（保健所設置市が行う事務）
 - ・地域住民の健康保持、増進のための事業の実施
 - ・飲食店営業等の許可
 - ・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の許可
 - ・浄化槽設置等の届出
 - ・温泉の供用許可
- 都市計画等に関する事務
 - ・屋外広告物の条例による設置制限
- 環境保全行政に関する事務
 - ・ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設の設置の届出
- 文教行政に関する事務
 - ・県費負担教職員の研修

特例市の処理する主な事務

- 都市計画等に関する事務
 - ・市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可
 - ・市街地開発事業の区域内における建築の許可
 - ・都市計画事業の施行地区内における建築等の許可
 - ・市街地再開発事業の施行地区内における建築等の許可
 - ・土地区画整理組合の設立の許可
 - ・土地区画整理事業の施行地区内の建築行為等の許可
 - ・住宅地区改良事業の改良地区内の建築等の許可
 - ・宅地造成の規制区域内における宅地造成工事の許可
- 環境保全行政に関する事務
 - ・騒音を規制する地域、規制基準の指定
 - ・悪臭原因物の排出を規制する地域の指定
 - ・振動を規制する地域の指定
- その他
 - ・計量法に基づく勧告、定期検査

政令指定都市・中核市・特例市の比較

	要件	事務の特例（主なもの）
政令指定都市 (12市)	<p>人口50万以上で政令で指定する市 (地方自治法第252条の19第1項)</p> <p>人口その他都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市が指定されている。</p> <p>大阪市、名古屋市、京都市、横浜市 神戸市、北九州市、札幌市、川崎市 福岡市、広島市、仙台市、千葉市</p> <p>(平成15年4月移行予定) さいたま市</p>	<p>(1)民生行政に関する事務 ○児童相談所の設置 ○身体障害者手帳の交付 ○母子相談員の設置 ○母子・寡婦福祉資金の貸付け ○養護老人ホームの設置認可・監督</p> <p>(2)保健所の設置（保健所設置市が行う事務） ○飲食店営業等の施設に係る基準の設定 など</p> <p>(3)都市計画等に関する事務 ○市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可 ○市街地開発事業の区域内における建築の許可 ○都市計画事業の施行地区内における建築等の許可 ○市街地再開発事業の施行地区内における建築等の許可 ○土地区画整理組合の設立の許可 ○土地区画整理事業の施行地区内の建築行為等の許可 ○住宅地区改良事業の改良地区内の建築等の許可 ○宅地造成の規制区域内における宅地造成工事の許可 ○屋外広告物の条例による制限設置 ○路外駐車場管理者からの路外駐車場の設置の届出の受理 ○首都圏の既成市街地における工業等制限区域内の制限施設の <u>新設の許可</u></p> <p>(4)土木行政に関する事務 ○市内の指定区間外の国道の管理 ○市内の県道の管理</p> <p>(5)文教行政に関する事務 ○県費負担教職員の任免、給与の決定、研修</p> <p>(6)環境保全行政に関する事務 ○大気汚染の防止に関する事務 ○騒音を規制する地域の指定 ○悪臭原因物の排出を規制する地域の指定 ○振動を規制する地域の指定 ○土壌汚染に係る指定区域の指定（※2） (下線の事務を除き、中核市にも委譲)</p>
中核市 (平成7年4月1日より制度施行) (30市)	<p>① 人口(30万以上) ② 面積(人口50万未満の場合、100k㎡以上)</p> <p>(平成8年4月移行) 宇都宮市、新潟市、富山市、金沢市、岐阜市、静岡市、浜松市、堺市、姫路市、岡山市、熊本市、鹿児島市</p> <p>(平成9年4月移行) 秋田市、郡山市、和歌山市、長崎市、大分市</p> <p>(平成10年4月移行) 豊田市、福山市、高知市、宮崎市</p> <p>(平成11年4月移行) いわき市、長野市、豊橋市、高松市</p> <p>(平成12年4月移行) 旭川市、松山市</p> <p>(平成13年4月移行) 横須賀市</p> <p>(平成14年4月移行) 奈良市、倉敷市</p> <p>(平成15年4月移行予定) 川越市、船橋市、相模原市、静岡市(※1)、岡崎市、高槻市</p>	<p>(1)民生行政に関する事務 ○身体障害者手帳の交付 ○母子相談員の設置 ○母子・寡婦福祉資金の貸付け ○養護老人ホームの設置認可・監督</p> <p>(2)保健所の設置（保健所設置市が行う事務） ○飲食店営業等の施設に係る基準の設定</p> <p>(3)都市計画等に関する事務 ○市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可 ○市街地開発事業の区域内における建築の許可 ○都市計画事業の施行地区内における建築等の許可 ○市街地再開発事業の施行地区内における建築等の許可 ○土地区画整理組合の設立の許可 ○土地区画整理事業の施行地区内の建築行為等の許可 ○住宅地区改良事業の改良地区内の建築等の許可 ○宅地造成の規制区域内における宅地造成工事の許可 ○路外駐車場管理者からの路外駐車場の設置の届出の受理 ○屋外広告物の条例による設置制限</p> <p>(4)環境保全行政に関する事務 ○大気汚染の防止に関する事務 ○騒音を規制する地域の指定 ○悪臭原因物の排出を規制する地域の指定 ○振動を規制する地域の指定 ○土壌汚染に係る指定区域の指定（※2）</p>
特例市 (平成12年4月1日より制度施行) (37市)	<p>人口(20万以上)</p> <p>(平成12年11月移行) (10市) 函館市、盛岡市、小田原市、大和市、福井市、甲府市、松本市、沼津市、四日市市及び呉市</p> <p>(平成13年4月移行) (20市) 八戸市、山形市、水戸市、前橋市、高崎市、川口市、平塚市、清水市、富士市、春日井市、大津市、豊中市、吹田市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、尼崎市、久留米市及び佐世保市</p> <p>(平成14年4月移行) (7市) 所沢市、厚木市、一宮市、岸和田市、明石市、加古川市、下関市</p> <p>(平成15年4月移行希望) (3市) 越谷市、茅ヶ崎市、宝塚市</p>	<p>上記中核市委譲事務のうち、二重下線を付した事務</p>

(※1) 静岡市については、静岡市及び清水市の新設合併により設置される静岡市を平成15年4月に中核市に移行予定。
(※2) 平成15年2月15日より適用予定。